



海産魚介類のモニタリング

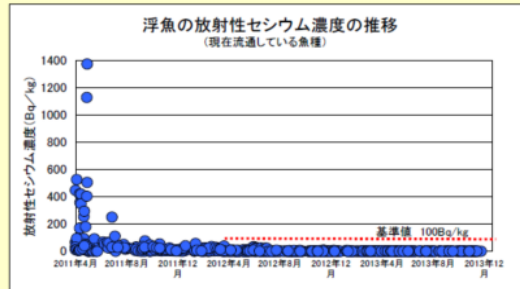
定期的に検査を続け、安全確認しています

流通している魚介類の検査結果 低下が続いています！

浮魚の動向

事故直後、一時的に数値が高くなりましたが、その後は急速に下がりが、平成23年秋以降は不検出が非常に低い値となっています。

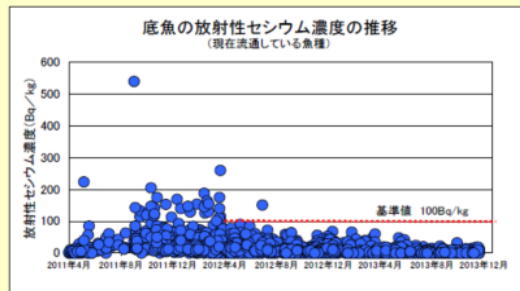
浮魚：イワシ類、サバ類、アジ、シラス、コナナゴなどの表～中層を泳ぐ魚



底魚の動向

浮魚に比べ数値はゆっくり上昇し、平成23年秋～24年春にかけて、なだらかなピークが見られました。現在の値は低下してきています。

底魚：ヒラメ、カレイ類、タイ類、フグ類など中～底層に生息する魚



イカ・タコ・貝類、エビ・カニ類、海藻類の値は、事故直後から低いまま推移しています。

検査の体制

検査計画に基づき、毎週数十件の検体を検査し、その結果をマスコミ各社に提供するほか、ホームページで公表しています。

検査サンプルは、主に操業している漁船の漁獲物から抽出していますが、不足分については、漁船を用船したり、県の調査船が採取することで、偏りが出ないように努めています。

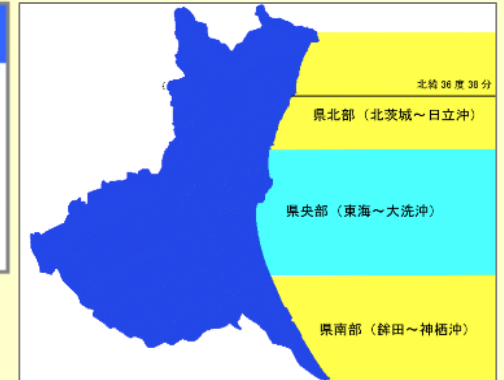
現在の規制状況

海面の状況

国・県による規制 (9種)	漁業団体による自主規制 (8種)
【県全域】 イカナゴ親魚、コモンカスベ (エイの1種)、シロメバル、スズキ、ニベ、マダラ	【県北部】 アイナメ、アカシタビラメ、キツネメバル、クロソイ、クロダイ、ムラソイ 【県中部】 クロメバル
【一部の海域】 イシカレイ、ヒラメ(注1)、コモンフグ(注2)	【県南部】 キツネメバル、マルアジ

(注1)北緯36度38分以北
(注2)県北部及び県南部

これまでに134魚種、約5,600検体を検査し、現在の規制は表の17魚種です。



茨城独自の取り組み

平成24年4月から適用された基準値(セシウム合計100Bq/kg)は、十分に安全な値とされていますが、基準値を超えた魚介類が流通することがないように、漁業団体独自の取り組みとして、県北、県中、県南の3海域(地図参照)毎に、1度でも検査結果が50Bq/kgを超えた魚種は、検査を重ねて50Bq/kg未満が続くまで、生産を自粛しています。現在の自粛対象は、上の表の8種です。

十分なサンプルが獲れず、自粛が続く魚種を含みます。

Q1 検査する魚はどのように処理しているの？

小魚は丸ごとすべて、切り身とする魚は肉の部分の採取し、食べる部分を測定しています。アンコウのように様々な部位を食べる場合は、内臓等も含めて検査します。セシウムは、筋肉中に多く蓄積されるため、これによって検査結果が低くなることはありません。

Q2 魚によって値にばらつきがあるのはなぜ？

魚は、種類によって生息する海域や餌など生態が異なるため、影響の度合いが異なると考えられます。

同一魚種の検査で差が生じるのは、海水や餌など環境中の放射性物質の取り込み量の違いとされていますが、詳細は明らかではありません。このため、なるべく多くのサンプルを検査し、得られた最大の値で規制することで、流通する水産物の安全を確保しています。

Q3 最新の情報を知るには？

「農林水産物モニタリング情報」をインターネットでご覧ください。魚種別や地域別に検索も可能です。http://www.ibaraki-rdtest.jp/ 県漁政課のホームページでも、関連する情報をお知らせしています。

2013.12.04